出席停止になる学校感染症

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」が下表のように分類されています。 また、学校における感染拡大防止のため、医師による登校の許可が出るまでの期間は「出席停止扱い」となります (欠席扱いになりません)。再登校の際には、医師による証明書(*別紙「証明書」)が必要になります。

「証明書」の用紙は「入学のしおり」の巻末の他、事務室・保健室にあります。また本校のホームページからダウンロードもできます。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイル スであるものに限る)、中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエンザ 指定感染症、新感染症	治癒するまで (または症状が改善し他への感染の恐れがなくなった と医師が判断するまで)
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経 過するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで *現在、インフルエンザについては、「証明書」ではなく「療養報告書(保護者記載)」を提出していただくこととなっています
	百日咳	特有の咳(吸気性笛声)が消失するまで又は5日間の 適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	すべての発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・咽頭炎・結膜炎などの主要症状が消退した後2 日を経過するまで
	結核	症状により医師において感染の恐れがないと認めら れるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、	病状により学校医その他の医師により、感染の恐れ がないと認められるまで
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	
	その他の感染症(群馬県では定めていません)	